

議案第4号 霧島市地域公共交通会議設置要領の改定について

霧島市地域公共交通会議に監事を置くため、本会議要領の改定を行う。

1 改定理由

霧島市のふれあいバス等（ふれあいバス、デマンド交通、はやと循環ワゴン、きりしまMワゴン（予定））の運行については、国庫補助金「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助金）」の交付を受け、運行を行っています。

現在、フィーダー補助金は、補助対象系統を運行する各事業者へ交付され、運行経費等から運賃とフィーダー補助金を差引し、残額について、市から各運行事業者へ運行費の支払いを行っています。

令和7年度より、補助対象が各運行事業者から本地域公共交通会議へ補助制度が変更となり、国より交付決定された全路線分のフィーダー補助金が本会議へ交付されることとなったため、本会議に監事を置き、会議会計の監査を行うもの。

2 改定案

（交通会議の運営）

第5条 交通会議に会長及び監事を置く。

2 会長は、前条第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 監事は2名とし、委員の中から会長が指名する。

6 監事は交通会議の会計を監査し、その結果を交通会議の会議において報告する。

3 会計

現在、「収入：フィーダー補助金、支出：市への補助金全額振込み」のみとなるため、予算書、決算書の作成は省略する。

4 施行

令和7年4月1日とする。